

# 人事委員会年報

平成 28 年度

新潟市人事委員会

# 目 次

## 第1章 組織と運営

1	人事委員会の設置	1
2	人事委員会の構成	1
3	人事委員会の権限	2
4	人事委員会事務局組織及び所掌事務	3
	(1)組織	
	(2)所掌事務	
5	予算	4
6	人事委員会の開催状況	4

## 第2章 事業概要

1	採用	10
	(1)採用試験	
	(2)採用選考	
2	昇任	15
	(1)昇任試験	
	(2)昇任選考	
3	職員の給与等に関する報告及び勧告	16
4	条例の制定・改廃に対する意見	21
5	任命権者からの申請・協議に基づく承認等	25
	(1)任用関係	
	(2)給与関係	
6	勤務条件に関する措置要求	25
7	不利益処分に関する審査請求	26
8	苦情相談	26
9	職員団体の登録	26
10	管理職員等の範囲	27
11	労働基準監督機関としての職権の行使	30
	(1)本市の事業所又は事務所の号別区分状況	
	(2)職権行使の状況	
12	人事委員会規則等の制定・改廃	32

## 第1章 組織と運営

### 1 人事委員会の設置

都道府県及び政令指定都市は、地方公務員法第7条第1項の規定により、条例で人事委員会を置くものとされ、また、政令指定都市以外の市で人口15万人以上のもの及び特別区は、同条第2項の規定により、条例で人事委員会又は公平委員会を置くものとされています。

本市においては、政令指定都市移行時における人事委員会業務の円滑な運営を図るため、平成19年1月11日、地方公務員法第7条第2項の規定に基づく新潟市人事委員会設置条例（平成18年新潟市条例第75号）により、人事委員会を設置しました。同年4月1日の政令指定都市移行に伴い、地方公務員法第7条第1項の規定に基づく人事委員会となりました。

### 2 人事委員会の構成

人事委員会は、議会の同意を得て地方公共団体の長が選任する3人の委員をもって構成する合議制の執行機関です。

本委員会の委員は、すべて非常勤であり、その構成は次のとおりです。

(平成29年4月1日現在)

職	氏名	就任日	任期	備考
委員長	兒玉 武雄	27. 1. 11	27. 1. 11 ～ 31. 1. 10	
委員	岡田 一久	25. 1. 11	29. 1. 11 ～ 33. 1. 10	委員長職務代理者
委員	大掛 幸子	19. 1. 11	26. 1. 11 ～ 30. 1. 10	

### 3 人事委員会の権限

人事委員会の権限は、地方公務員法で人事行政全般にわたり規定されています。人事委員会の権限を、その性質により分類すれば、行政的権限、準立法的権限及び準司法的権限の三つに分けることができます。

#### (1) 行政的権限

- ア 人事行政に関する事項について調査し、人事記録に関することを管理し、及びその他人事に関する統計報告を作成すること。
- イ 人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、研修、厚生福利制度その他職員に関する制度について研究を行うこと。
- ウ 人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃に関し、議会と市長に意見を申し出ること。
- エ 人事行政の運営に関し任命権者に勧告すること。
- オ 給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置について議会と市長に勧告をすること。
- カ 職員の任用に関する競争試験及び選考を実施すること。
- キ 職員団体の登録、登録の効力の停止及び登録の取消しをすること。
- ク 職員の苦情を処理すること。
- ケ 労働基準監督機関としての職権を行使すること。

#### (2) 準立法的権限

法律又は条例で権限とされている事項について、人事委員会規則を制定し、又は改廃すること。

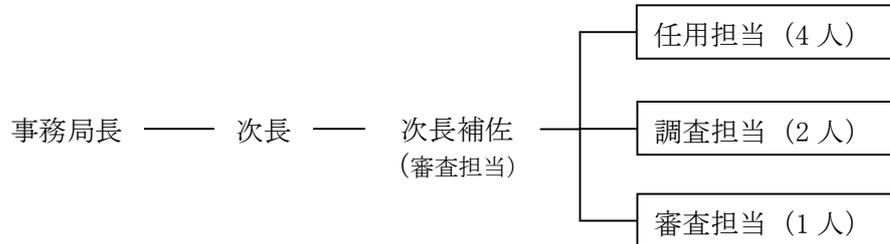
#### (3) 準司法的権限

- ア 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、必要な措置を執ること。
- イ 職員の不利益処分についての審査請求に対する裁決をすること。

#### 4 人事委員会事務局組織及び所掌事務

平成 29 年 4 月 1 日現在の事務局の組織及び所掌事務は、次のとおりです。

(1) 組織 職員数 10 人



#### (2) 所掌事務

- ア 人事委員会の会議に関すること。
- イ 人事委員会規則，規程等の制定及び改廃に関すること。
- ウ 人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃に関する意見の申出に関すること。
- エ 人事記録の管理に関すること。
- オ 人事に関する統計報告に関すること。
- カ 競争試験，選考その他の任用に関すること。
- キ 退職管理に関すること。
- ク 人事評価，給与，勤務時間その他の勤務条件，研修，厚生福利制度その他職員に関する制度の調査研究に関すること。
- ケ 給与，勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告に関すること。
- コ 給与の支払いの監理に関すること。
- サ 分限及び懲戒に関すること(任命権者が所掌する事務を除く。)
- シ 勤務条件の措置要求に関すること。
- ス 不利益処分についての審査請求に関すること。
- セ 職員の苦情処理に関すること。
- ソ 退職手当の支給制限等の処分についての調査審議に関すること。
- タ 管理職員等の範囲に関すること。
- チ 職員団体の登録に関すること。
- ツ 労働基準監督機関の権限行使に関すること。
- テ 公印の管理に関すること。
- ト 文書の収受，発送及び保存に関すること。
- ナ 事務局職員の人事，給与及び服務に関すること。
- ニ 事務局の予算，決算に関すること。

## 5 予算

平成 28 年度における本委員会の予算は、次のとおりです。

単位：千円

科 目	予 算 額
人 事 委 員 会 費	95,931
報酬	5,064
給料	40,299
職員手当等	26,552
共済費	13,631
報償費	65
旅費	1,412
需用費	956
役務費	388
委託料	5,041
使用料及び賃借料	586
負担金補助及び交付金	1,937

## 6 人事委員会の開催状況

本委員会の平成 28 年度における開催状況は次のとおりです。

回数	開 催 年月日	議 案 等
第 1 回 定例会	28. 4. 6 14:58 開会 16:49 閉会	議案 1 新潟市職員の管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について 2 新潟市職員の俸給表の適用範囲に関する規則の一部改正について 3 公平審査 [平成 27 年 (不) 第 2 号事案] 報告 1 平成 28 年 2 月にかかる職員の分限及び懲戒処分の状況について
第 2 回 定例会	28. 4. 13 14:57 開会 16:13 閉会	議案 4 平成 28 年度新潟市職員採用試験 (大学卒業程度等) の実施について 5 公平審査 [平成 28 年 (措) 第 1 号事案] 報告 2 平成 28 年職種別民間給与実態調査の実施について

第3回 定例会	28. 5. 11 14:56 開会 15:25 閉会	議案 6 公平審査 [平成 28 年 (措) 第 1 号事案]
第4回 定例会	28. 5. 25 15:00 開会 15:41 閉会	議案 7 新潟市民病院職員の採用選考の委任について 8 公平審査 [平成 27 年 (不) 第 2 号事案] 報告 3 平成 28 年 3 月にかかる職員の分限及び懲戒処分の状況について
第5回 定例会	28. 6. 1 14:58 開会 15:37 閉会	議案 9 公平審査 [平成 27 年 (不) 第 2 号事案] 報告 4 平成 28 年度新潟市職員採用試験 (大学卒業程度等) の申込み状況について
第6回 定例会	28. 6. 15 14:58 開会 16:04 閉会	議案 10 平成 28 年度新潟市職員採用試験 (高校卒業程度等) の実施について 11 公平審査 [平成 27 年 (不) 第 2 号事案] 12 公平審査 [平成 28 年 (措) 第 1 号事案] 報告 5 平成 28 年度職員給与実態調査の実施について
第7回 定例会	28. 7. 27 15:00 開会 17:05 閉会	議案 13 平成 28 年度新潟市職員採用試験 (消防士 B, 獣医師) の最終合格者の決定及び名簿の確定について 14 平成 28 年度新潟市職員採用試験 (民間企業等職務経験者等) の実施について 15 平成 28 年度新潟市職員採用選考試験 (身体障がい者) の実施について 16 職員の昇格級決定のための承認について 17 公平審査 [平成 28 年 (措) 第 1 号事案] 報告 6 平成 28 年度職員給与実態調査の概要について 7 平成 28 年 4・5・6 月にかかる職員の分限及び懲戒処分の状況について 8 公平審査 [平成 27 年 (不) 第 2 号事案]
第8回 定例会	28. 8. 19 14:56 開会 16:16 閉会	議案 18 俸給の訂正のための承認について 19 公平審査 [平成 27 年 (不) 第 2 号事案] 報告 9 平成 28 年度人事院勧告等の概要について 10 平成 28 年職種別民間給与実態調査結果の概要について
第9回 定例会	28. 8. 26 13:28 開会 15:25 閉会	議案 20 平成 28 年度新潟市職員採用試験 (大学卒業程度等) の最終合格者の決定及び名簿の確定について 報告 11 平成 28 年 7 月にかかる職員の分限及び懲戒処分の状況について 協議 1 平成 28 年職員の給与等に関する報告及び勧告について
第10回 定例会	28. 9. 7 13:29 開会 14:32 閉会	議案 21 公平審査 [平成 28 年 (措) 第 1 号事案] 報告 12 平成 28 年度新潟市職員採用試験 (高校卒業程度等) の申込み状況について

		協議 1 平成 28 年職員の給与等に関する報告及び勧告について
第 11 回 定例会	28. 9. 14 13:28 開会 16:05 閉会	協議 1 平成 28 年職員の給与等に関する報告及び勧告について
第 1 回 臨時会	28. 9. 21 13:28 開会 14:24 閉会	協議 1 平成 28 年職員の給与等に関する報告及び勧告について
第 2 回 臨時会	28. 9. 28 13:39 開会 14:31 閉会	議案 22 条件付採用期間の延長について 23 公平審査 [平成 28 年 (措) 第 1 号事案] 報告 13 平成 28 年度新潟市職員採用試験 (高校卒業程度等) の受験状況について 14 平成 28 年度新潟市職員採用試験 (民間企業等職務経験者等) の申込状況について 15 平成 28 年 7 月・8 月にかかる職員の分限及び懲戒処分の状況について 協議 1 平成 28 年職員の給与等に関する報告及び勧告について
第 12 回 定例会	28. 10. 11 14:26 開会 14:35 閉会	議案 24 平成 28 年職員の給与等に関する報告及び勧告について
第 13 回 定例会	28. 10. 26 15:00 開会 16:23 閉会	議案 25 公平審査 [平成 27 年 (不) 第 2 号事案] 26 公平審査 [平成 28 年 (措) 第 1 号事案] 報告 16 平成 28 年 8 月にかかる職員の分限及び懲戒処分の状況について (追加報告) 17 平成 28 年 9 月にかかる職員の分限及び懲戒処分の状況について
第 14 回 定例会	28. 11. 10 14:56 開会 16:02 閉会	議案 27 平成 28 年度新潟市職員採用試験 (技能労務職員) の実施について 28 平成 28 年度新潟市職員採用試験 (高校卒業程度等) の最終合格者の決定及び名簿の確定について 29 公平審査 [平成 28 年 (措) 第 1 号事案] 30 退職手当の支給制限等の処分に係る人事委員会への諮問について 報告 18 平成 28 年 10 月にかかる職員の分限及び懲戒処分の状況について
第 15 回 定例会	28. 11. 24 14:00 開会 16:33 閉会	議案 31 平成 28 年度新潟市職員採用試験 (高校卒業程度等) の最終合格者の決定及び名簿の確定について 32 条例案に対する意見について 33 公平審査 [平成 28 年 (措) 第 1 号事案] 口頭審理
第 16 回 定例会	28. 12. 14 14:58 開会 17:04 閉会	議案 34 消防吏員の昇任試験にかかる最終合格者の決定について 35 平成 28 年度新潟市職員採用試験 (民間企業等職務経験者等) の最終合格者の決定及び名簿の確定について 36 平成 28 年度身体障がい者を対象とした新潟市職員採用選考試

		<p>験の最終合格者の決定及び名簿の確定について</p> <p>37 退職手当の支給制限等の処分について</p> <p>38 公平審査 [平成 27 年 (不) 第 2 号事案]</p> <p>39 公平審査 [平成 28 年 (不) 第 1 号事案]</p> <p>報告</p> <p>19 平成 28 年 11 月にかかる職員の分限及び懲戒処分の状況について</p>
第 17 回 定例会	28. 12. 26 14:59 開会 16:56 閉会	<p>議案</p> <p>40 新潟市職員の初任給, 昇格, 昇給等に関する規則の一部改正について</p> <p>41 「初任給, 昇格, 昇給等規則の運用について」の一部改正について</p> <p>42 新潟市職員の俸給の調整額に関する規則の一部改正について</p> <p>43 新潟市職員の初任給調整手当に関する規則の一部改正について</p> <p>44 新潟市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について</p> <p>45 「期末手当及び勤勉手当の支給について」の一部改正について</p> <p>46 新潟市職員の平成 28 年勧告改正条例の施行に伴う平成 26 年改正条例附則の規定による俸給の特例に関する規則の制定について</p> <p>47 「新潟市職員の平成 28 年勧告改正条例の施行に伴う平成 26 年改正条例附則の規定による俸給の特例に関する規則の運用について」の制定について</p> <p>48 昇給区分の決定に係る協議について</p> <p>49 公平審査 [平成 27 年 (不) 第 2 号事案]</p>
第 18 回 定例会	29. 1. 11 15:58 開会 17:12 閉会	<p>議案</p> <p>50 委員長職務代理者の指定について</p> <p>51 一般職の任期付職員の採用の承認について</p> <p>52 一般職の任期付職員にかかる任期の更新の承認について</p> <p>53 公平審査 [平成 27 年 (不) 第 2 号事案]</p>
第 19 回 定例会	29. 1. 25 15:00 開会 15:30 閉会	<p>議案</p> <p>54 新潟市職員の配偶者同行休業に関する条例の施行に伴う選考事務の委任について</p> <p>55 公平審査 [平成 27 年 (不) 第 2 号事案]</p> <p>報告</p> <p>20 新潟市育児休業代替任期付職員採用試験の実施について</p> <p>21 平成 28 年 12 月にかかる職員の分限及び懲戒処分の状況について</p>
第 20 回 定例会	29. 2. 15 14:55 開会 16:20 閉会	<p>議案</p> <p>56 条例案に対する意見について</p> <p>57 公平審査 [平成 28 年 (措) 第 1 号事案]</p> <p>報告</p> <p>22 平成 28 年 4 月から 12 月にかかる職員の分限及び懲戒処分の状況について (教育総務課)</p> <p>その他</p> <p>1 解雇予告除外認定について</p>
第 21 回 定例会	29. 2. 22 15:00 開会 16:58 閉会	<p>議案</p> <p>57 公平審査 [平成 28 年 (措) 第 1 号事案] (第 20 回定例会 提出議案 継続審査)</p> <p>58 平成 29 年度新潟市職員採用・選考試験の実施計画について</p> <p>59 一般職の任期付職員の採用の承認について</p> <p>60 平成 28 年度新潟市職員採用試験 (技能労務職員) の最終合格者の決定及び名簿の確定について</p> <p>61 公平審査 [平成 27 年 (不) 第 2 号事案]</p>

第22回 定例会	29. 3. 1 14:00 開会 15:00 閉会	<p>議案</p> <p>62 公平審査 [平成28年(措)第1号事案]</p> <p>報告</p> <p>23 平成28年12月(追加報告)及び平成29年1月にかかる職員の分限及び懲戒処分の状況について</p> <p>協議</p> <p>1 人事委員会規則及び運用通知の一部改正等について</p>
第23回 定例会	29. 3. 15 15:00 開会 16:40 閉会	<p>議案</p> <p>63 平成29年度新潟市任期付職員採用試験の実施について</p> <p>64 一般職の任期付職員にかかる任期の更新の承認について</p> <p>65 新潟市職員任用規則等の改正について</p> <p>66 新潟市人事委員会事務局の組織等に関する規則の一部改正について</p> <p>67 公平審査 [平成27年(不)第2号事案]</p> <p>協議</p> <p>1 人事委員会規則及び運用通知の一部改正等について</p>
第3回 臨時会	29. 3. 27 14:00 開会 15:30 閉会	<p>議案</p> <p>68 新潟市人事委員会規則の一部改正等について</p> <p>&lt;一部改正&gt;</p> <p>1 新潟市職員任用規則</p> <p>2 新潟市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則</p> <p>3 新潟市職員の勤務条件に関する措置の要求に関する規則</p> <p>4 新潟市職員の初任給, 昇格, 昇給等に関する規則</p> <p>新潟市教育職員の初任給, 昇格, 昇給等に関する規則の廃止</p> <p>5 新潟市職員の通勤手当に関する規則</p> <p>6 新潟市職員の地域手当に関する規則</p> <p>7 新潟市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則</p> <p>8 新潟市職員の俸給等の支給に関する規則</p> <p>&lt;新規制定&gt;</p> <p>9 特定教職員の俸給の切替えに伴う経過措置に関する規則</p> <p>10 県費負担教職員の給与負担等の移譲等に伴う関係人事委員会規則の整備に関する規則</p> <p>(1) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される新潟市職員の処遇等に関する規則の一部改正</p> <p>(2) 新潟市職員の俸給の調整額に関する規則の一部改正</p> <p>(3) 新潟市職員の初任給調整手当に関する規則の一部改正</p> <p>(4) 新潟市職員の扶養手当に関する規則の一部改正</p> <p>(5) 新潟市職員の住居手当に関する規則の一部改正</p> <p>(6) 新潟市職員の単身赴任手当に関する規則の一部改正</p> <p>(7) 新潟市職員の宿日直手当に関する規則の一部改正</p> <p>(8) 新潟市職員の管理職手当に関する規則の一部改正</p> <p>(9) 新潟市職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部改正</p> <p>(10) 新潟市職員の災害派遣手当に関する規則の一部改正</p> <p>(11) 新潟市職員の俸給の半減に関する規則の一部改正</p> <p>(12) 新潟市教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正</p> <p>(13) 新潟市教育職員の定時制教育手当に関する規則の一部改正</p> <p>(14) 新潟市教育職員の教職調整額の支給方法に関する規則の一部改正</p> <p>(15) 退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議に関する規則の一部改正</p> <p>(16) 新潟市職員の退職管理に関する規則の一部改正</p> <p>(17) 新潟市教育職員の管理職手当に関する規則の廃止</p> <p>新潟市教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の廃止</p>

		<p>69 新潟市人事委員会規則等に係る運用通知の一部改正等について</p> <p>&lt;一部改正&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 「新潟市給与条例の運用方針について」</li> <li>2 「初任給，昇格，昇給等規則の運用について」</li> <li>3 「俸給の調整額の運用について」</li> <li>4 「通勤手当の運用について」</li> <li>5 「地域手当の運用について」</li> <li>6 「住居手当の運用について」</li> <li>7 「単身赴任手当の運用について」</li> <li>8 「期末手当及び勤勉手当の支給について」</li> <li>9 「人事交流による採用者等の職務の級及び号俸の決定について」</li> </ol> <p>&lt;新規制定&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>10 「教育職俸給表の適用を受ける職員の初任給決定について」</li> <li>11 「特定教職員の俸給の切替えに伴う経過措置に関する規則の運用について」</li> </ol> <p>70 職務の級を決定する際における委員会承認基準の廃止について</p> <p>71 俸給表適用の承認について</p> <p>72 人事交流採用職員の俸給の決定のための承認について</p> <p>73 俸給の調整額の特例承認について</p> <p>74 公平審査 [平成 27 年 (不) 第 2 号事案]</p> <p>75 事務局職員の人事発令について</p> <p>報告</p> <p>24 平成 29 年 2 月にかかる職員の分限及び懲戒処分の状況について</p>
--	--	--

## 第2章 事業概要

### 1 採用

#### (1) 採用試験

平成28年度に実施した職員採用試験は、次のとおりです。

#### ① 実施日

##### ア 大学卒業程度

職 種	第一次試験日	第二次試験日		第三次試験日		最終合格発表日
一般行政 A	6月26日 筆記試験	7月 11～13日	個別面接	7月29日 論文試験 適性検査	8月15～19日 個別面接	8月29日
一般行政 B		7月 13, 14日			8月20日 個別面接	
社会福祉	6月26日 筆記試験	7月15日 論文試験 適性検査	8月1日	個別面接	8月15～19日 論文試験 適性検査	8月29日
土木			8月2日			
土木(水道)			8月9日			
建築			8月4日			
電気			8月8日			
電気(水道)			8月9日			
機械			8月4日			
機械(水道)			8月9日			
化学			7月29日			
農業			8月3日			
心理判定員			8月8日			
学芸員			8月3日			
消防士A (4/1採用)			6月26日 筆記試験 論文試験 ※消防士Bのみ 消防適性検査			
消防士B (9/1採用)	6月27日 体力検査 ※消防士Bのみ 適性検査		7月20日	7月28日		

イ 高校卒業程度

職 種	第一次試験日	第二次試験日		第三次試験日		最終合格発表日
一般事務	9月25日 筆記試験 9月26, 27日 個別面接	10月17日 作文試験 適性検査	10月28日 個別面接			11月11日
学校事務A	9月25日 筆記試験	10月19日 個別面接				
学校事務B		10月24日 作文試験 適性検査	11月8日 個別面接			11月11日
土木						
土木(水道)	11月7日 個別面接					
電気(水道)						
消防士	9月25日 筆記試験 作文試験 消防適性検査 10月18日 体力検査 適性検査	11月7日 個別面接				

ウ 免許資格職

職 種	第一次試験日	第二次試験日					最終合格発表日
獣医師	7月19日 個別面接, 適性検査 ※					7月28日	
薬剤師(行政)	6月26日	筆記試験	論文試験 適性検査	8月5日	個別面接	8月29日	
保健師	6月26日			7月15日			8月5日
栄養士	9月25日			10月17日			11月11日
臨床検査技師				10月18日	11月11日		
司書					11月14日		
保育士A				10月31日, 11月1~3日	集団面接		
保育士B	10月16日			11月6日	11月 12~13日	個別面接	12月15日

※獣医師は、第一次試験と第二次試験の区分はありません。

エ 民間企業等職務経験者

職 種	第一次試験日	第二次試験日		第三次試験日		最終合格 発表日
一般行政	10月16日 筆記試験	11月5,6日		個別面接	11月23日 論文試験 適性検査	12月15日
土木		11月6日 論文試験 適性検査	11月26日		12月4日 個別面接	
土木(水道)		10月17日 論文試験 適性検査			11月14日	
司書	9月25日 筆記試験	10月17日 論文試験 適性検査	11月14日			

オ 技能労務職員

職 種	第一次試験日	第二次試験日	最終合格 発表日
給食調理員	1月8日 適性検査 (筆記試験)	2月12日 個別面接 実技試験(調理) 体力測定	2月23日

② 実施状況

区分	職 種	応募者数	受験者数	最 終 合格者数	倍率
大学卒業 程 度	一般行政 A	419	307	54	5.7
	一般行政 B	232	185	11	16.8
	社会福祉	76	54	10	5.4
	土木	32	22	9	2.4
	土木(水道)	1	1	1	1.0
	建築	16	10	4	2.5
	電気	20	11	2	5.5
	電気(水道)	9	6	2	3.0
	機械	9	6	0	—
	機械(水道)	3	2	1	2.0
	化学	30	23	4	5.8
	農業	21	15	3	5.0
	心理判定員	16	14	2	7.0
	学芸員	67	50	2	25.0
	消防士A(4月1日採用)	110	99	20	5.0
消防士B(9月1日採用)	41	38	6	6.3	
高校卒業 程 度	一般事務	84	83	10	8.3
	学校事務A	35	29	5	5.8
	学校事務B	129	102	4	25.5
	土木	8	7	4	1.8
	土木(水道)	1	1	1	1.0
	電気(水道)	1	1	1	1.0
	消防士	160	144	13	11.1
免 許 資格職	獣医師	6	6	3	2.0
	薬剤師(行政)	7	6	1	6.0
	保健師	26	23	9	2.6
	保育士A	126	115	41	2.8
	保育士B	195	186	19	9.8
	栄養士	33	31	1	31.0
	臨床検査技師	11	10	1	10.0
	司書	53	47	1	47.0

区分	職 種	応募者数	受験者数	最 終 合格者数	倍率
民間企業等 職務経験者	一般行政	334	307	9	34.1
	土木	6	5	2	2.5
	土木(水道)	2	2	0	—
	司書	75	70	3	23.3
技能労務職員	給食調理員	91	87	2	43.5
合計		2,485	2,105	261	8.1

## (2) 採用選考

ア 平成 28 年度に実施した採用選考は、各任命権者に委任しているもの以外は、次のとおりです。

### (ア) 実施日

区分	職 種	第一次試験日	第二次試験日		最終合格 発表日
身 体 障がい者	一般事務	10月30日 筆記試験 個別面接	11月30日	個別面接	12月15日
	学校事務	10月30日 筆記試験			

### (イ) 実施状況

区分	職 種	応募者数	受験者数	最 終 合格者数	倍率
身 体 障がい者	一般事務	19	18	1	18.0
	学校事務	4	4	1	4.0

この選考は、競争的選考により実施しています。

イ 任命権者に委任している採用選考は、次のとおりです。

病院事業管理者	事務職	3人
	免許資格職	91人

## 2 昇任

### (1) 昇任試験

平成 28 年度の昇任試験について、各任命権者に委任しているもの以外は該当ありませんでした。

### (2) 昇任選考

平成 28 年度の昇任選考について、各任命権者に委任しているもの以外は該当ありませんでした。

### 3 職員の給与等に関する報告及び勧告

人事委員会における勧告制度は、職員が労働基本権の制約を受けていることへの代償措置であり、職員に対して社会一般の情勢に適応した適正な勤務条件を確保する機能を有するものです。

本委員会は、一般職の職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置について、市議会及び市長に対して、平成 28 年 10 月 11 日に「職員の給与等に関する報告及び勧告」を行いました。

その内容は、次のとおりです。

#### 報 告 (概 要)

##### 第 1 職員の給与等

###### 1 職員給与の調査

技能労務職員及び企業職員を除く職員の本年 4 月における給与の支給状況を把握するため、「平成 28 年職員給与実態調査」を実施した。

上記職員は、従事する職務の種類に応じ、一般、医療職(1)、医療職(2)、医療職(3)、消防職、福祉職、教育職(1)及び教育職(2)の 8 俸給表の適用を受けている。

上記俸給表の適用を受ける職員は 5,051 人で、平均年齢は 41.6 歳であり、実際に支払われた平均給与月額、俸給 324,448 円、扶養手当 8,568 円、管理職手当 5,588 円、住居手当 5,478 円、地域手当 6,899 円、その他の手当 762 円の合計 351,743 円（昨年 351,440 円）である。

###### 2 民間事業所従業員の給与等の調査

###### (1)調査の方法

人事院等と共同して、企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上である市内の 418 事業所から層化無作為抽出法（注）により抽出した 101 事業所について、「平成 28 年職種別民間給与実態調査」を実施し、本年 4 月分として実際に支払われた給与月額等を、実地に詳細に調査を行った。

（注）層化無作為抽出法とは、調査対象事業所を規模等によって層化（グループ分け）し、所定の抽出率を用いて、これらの層から調査事業所を無作為に抽出することをいう。

###### (2)調査の実施結果

本年の職種別民間給与実態調査は、調査の重要性に対する民間事業所の理解を得て、完了率は 92.1%、調査実人員は 3,518 人であり、調査結果は広く市内民間企業の給与等の状況を反映したものとなっている。

本調査の主な結果は、次のとおりである。

ア 給与改定の状況

第1表 民間における給与改定の状況

(単位：%)

項目 役職段階	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベースアップ の慣行なし
係 員	31.4	30.6	—	38.0
課 長 級	29.0	26.0	—	45.0

第2表 民間における定期昇給の実施状況

(単位：%)

項目 役職 段階	定期 昇給 制度 あり	定期 昇 給 実 施			定期 昇給 停止	定期 昇給 制度 なし	
		増額	減額	変化なし			
係 員	96.5	93.6	15.3	6.8	71.5	2.9	3.5
課長級	87.3	84.3	15.9	7.1	61.3	3.0	12.7

(注) ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

イ 給与の状況

(ア) 初任給の状況

新規学卒者の採用を行った事業所は、大学卒で28.8%（昨年33.3%）、高校卒で11.0%（同11.6%）となっている。また、新卒事務員・技術者の初任給の平均額は、大学卒で195,435円（同188,591円）、高校卒で162,060円（同165,326円）となっている。

(イ) 家族手当

家族手当の支給状況について、配偶者にあつては月額14,225円（昨年11,302円）、配偶者と子2人にあつては月額26,906円（同20,992円）となっている。

(ウ) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間に支払われた賞与等の特別給（ボーナス）の支給割合は所定内給与月額額の4.29月分（昨年4.19月分）に相当している。

3 職員給与と民間給与の比較

(1) 月例給

ア 比較方法

役職段階・学歴・年齢を同じくする者同士を対比させる「ラスパイレス方式」で、4月分の給与額を精密に比較した。

イ 比較結果

第4表 職員給与と民間給与との較差

民間給与 (A)	職員給与 (B)	較 差 (A) - (B)
360,485 円	359,966 円	519 円

- (注) 1 民間は、事務・技術関係職種の従業員のうち、本年度の新規学卒の採用者を除く。  
 2 職員は、一般俸給表適用職員のうち、本年度の新規学卒の採用者等を除く。  
 3 職員給与には、給与制度の総合的見直しにおける経過措置額を含む。

(2) 特別給

職員の期末手当・勤勉手当の年間平均支給月数(4.20月)は、民間における特別給の支給割合(4.29月)を0.09月分下回っている。

4 諸情勢

(1) 物価及び生計費

総務省統計局による本年4月の新潟市における消費者物価指数は、昨年4月と比較して0.7%下落している。また、同局による家計調査を基に本市における標準生計費を算出したところ、2人世帯では171,320円、3人世帯では198,420円、4人世帯では225,550円となっている。

(2) 人事院の勧告等

人事院は本年8月8日、国会及び内閣に対して、一般職の職員の給与等に関する報告及び勧告、国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出及び一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の改正についての勧告並びに公務員人事管理に関する報告を行った。

5 本年の給与の改定

(1) 月例給

本年4月時点で、職員給与が民間給与を519円(0.14%)下回ることとなったことから、民間給与の水準に見合うよう引上げ改定を行うことが適切であると判断した。民間給与との較差(519円)は、俸給表の引上げ改定により解消を図ることとした。

(2) 特別給

前記3(2)のとおり、民間の年間支給割合が本市の年間支給月数よりも上回っていたことから、0.10月分引上げることとした。

(3) 教育職員の給与等の改定

教育職員の俸給及び期末手当・勤勉手当については、従来から、任用の事情等により、新潟県の教育職員に準拠して定められ、又は同職員の例によるものとされている。このことを踏まえ、教育職俸給表その他の教育職員に適用する給与に関する措置については、新潟県の教育職員への措置内容に準じた取扱いとする。

## 6 その他給与に関する課題

### (1) 扶養手当制度の見直し

今後の民間企業、税制及び社会保障制度の見直しの状況の他、国や他の地方公共団体の動向に注視しながら、本委員会として扶養手当の在り方について引き続き検討を行う。

### (2) 高齢層職員の給与等

世代間の給与配分の適正化の観点から、高齢層職員の給与水準の動向及び民間等との給与差の状況を引き続き注視するとともに、昇給・昇格制度の見直しについても検討を行い、勤務成績に応じた昇給機会の確保については、昇給・昇格制度の見直しと併せて検討を行う。

### (3) 再任用職員の給与

今後、更に多くの職員が再任用を希望すると考えられ、給与の在り方について、引き続き、民間の支給状況、国や他の地方公共団体の動向等を注視しながら検討を行う。

### (4) 県費負担教職員の給与負担等の権限移譲

教育委員会を中心に、関係条例の整備の他、移譲に伴う事務及びその執行体制等について準備が進められており、移譲が円滑に行われるよう、教職員の給与、勤務条件等に関し、教育委員会等と連携を図りながら必要な措置を講じていく。

## 7 給与制度の総合的見直し（平成 29 年度において実施する事項）

### (1) 地域手当の支給割合の改定

本市及び人事委員会規則に定める支給地域（見直しのない地域を除く）に勤務する職員の支給割合を 1.0～2.0% 引上げ。

## 第 2 人事管理に関する課題

### 1 人材の確保・育成等

#### (1) 多様で有為・有能な人材の確保

高い意欲を持つ受験希望者に対応するとともに、広報活動の充実・試験内容等の検討を進め、引き続き広く人材を求めていく。また、面接試験において受験者の人物をより適切に評価できる手法について研究を進めていく。

#### (2) 人材の育成

将来を見すえた計画的な人材育成という視点に立ち、引き続き職員のキャリア形成の支援と能力に応じた適材適所の配置に努め、本市の市政を担うにふさわしい高い資質、能力を持ち、市民から信頼される職員を育成していくことを望む。

#### (3) 能力・実績に基づく人事管理

人事評価により職員個々の能力や実績を公正・的確に把握し、人事管理の基礎とすることは、適材適所の人事配置や勤務成績に応じた給与等の処遇に資することになり、職員の意欲を高め、公務能率の向上につながるものとする。このため、人事評価制度を

速やかに定着させ、適正な制度運用が図られるよう取組を進める必要がある。

## 2 働き方改革と勤務環境の整備

### (1) 仕事と家庭の両立支援の推進

#### ① 女性職員の登用

管理職に占める女性の割合は年々増加しており、これまでも積極的に女性職員の登用に取り組んできたものと評価できる。引き続き、女性職員の登用に取り組んでいくことを望む。

#### ② 仕事と家庭の両立

職員が公務に能力を十分に発揮するためには、仕事と生活のバランスがとれた働き方ができるよう、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進が重要。

男性職員の育児休業及び子育て目的の特別休暇の取得を促進するためには、組織全体で意識啓発に取り組み、男性職員が制度を利用しやすい職場環境の整備に取り組んでいく必要がある。

#### ③ 育児・介護休業法等の見直しに即した環境の整備

関係法令の改正状況等を注視しながら、本市における実情を併せて考慮し、働きながら育児や介護がしやすい環境の整備を進められたい。

### (2) 超過勤務の縮減

超過勤務によるストレスや疲労の蓄積が、職員の心身の健康に与える影響が大きいことを考慮し、恒常的に超過勤務が多い職場については、引き続き、効率的な業務執行体制の構築や業務量に見合った適正な人員配置を行うこと等、その縮減に有効な対策を講じていく必要がある。

### (3) メンタルヘルス対策

改正労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度を適切に運用し、職員のメンタルヘルス不調の未然防止、職場環境の改善等に努めていく必要がある。

## 3 高齢期の雇用問題

再任用職員の増加が予想されることから、再任用職員を活用するポストの確保が課題であり、再任用職員が増加する中で、若手職員を安定的・計画的に確保し、人事の新陳代謝を図ることが可能となるような人事管理を行っていく必要がある。

高齢期雇用の在り方については、国や他都市等の動向を注視しながら引き続き検討していくことが重要である。

## 4 公務員倫理の確保

組織として業務のチェック体制を強化・徹底するとともに、法令遵守や倫理観の向上を図る研修により、すべての職員にコンプライアンス意識を根付かせ、職員一人ひとりが自

信と誇りを持って働くことができるよう取り組んでいく必要がある。

## 勸告

次の事項を実現するため、新潟市給与条例（昭和 32 年新潟市条例第 60 号）、新潟市教育職員の給与、勤務時間、休暇等に関する条例（昭和 34 年新潟市条例第 17 号）、新潟市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 16 年新潟市条例第 164 号）及び新潟市一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成 16 年新潟市条例第 165 号）を改正することを勧告する。

教育職俸給表(1)及び教育職俸給表(2)の適用を受ける職員については、それぞれ新潟県の一般職の職員の給与に関する条例（昭和 30 年新潟県条例第 59 号）に規定する教育職給料表（二）（特 2 級を除く。）及び教育職給料表（三）（特 2 級を除く。）の適用を受ける職員についての給料表その他の給与に関する措置（新潟市教育職員の給与、勤務時間、休暇等に関する条例第 17 条で定める新潟市給与条例の規定の例によるものを除く。）に準じて所要の取扱いをすること。

## 4 条例の制定・改廃に対する意見

職員に関する条例を制定し、又は改廃しようとするときは、議会において、人事委員会の意見を聞かなければならないとされています。

本委員会が、議会からの意見聴取に対し意見の申出を行った条例及び意見は、次のとおりです。

意見申出 年 月 日	条例名	概 要	意 見
28. 11. 25	県費負担教職員の給与負担等の移譲等に伴う関係条例の整備等に関する条例の制	県費負担教職員の給与負担等の権限移譲に伴い、県費負担教職員の勤務条件等を市が定める必要があることから、関係する条例を一括して改正するもの	県費負担教職員に係る給与負担等の権限移譲に伴い、現在、新潟県の条例で規定されている教育職員の勤務条件を本市の条例で規定する

<p>定について（新潟市職員定数条例の一部改正に係る部分を除く。）</p>		<p>ものであり、異議はない。</p>
<p>新潟市教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例の制定について</p>	<p>県費負担教職員の給与負担等の権限移譲に伴い、県費負担教職員の勤務条件を市条例で定めるもの</p>	
<p>新潟市特定教職員の俸給表の切替え等に関する条例の制定について</p>	<p>県費負担教職員の給与負担等の権限移譲に伴い、県の市町村立学校職員の給与に関する条例の適用を受けていた職員が、権限移譲日に新たに新潟市給与条例又は新潟市教育職員給与条例の適用を受けることになる際の、俸給表、級、号俸の決定について定めるための条例を制定するもの</p>	
<p>新潟市教育職員退職手当支給条例の制定について</p>	<p>県費負担教職員の給与負担等の権限移譲に伴い、県費負担教職員の勤務条件を市条例で定める必要があることから、教育職員の退職手当に関する条例を新規制定するもの</p>	
<p>新潟市職員の修学部分休業に関する条例の制定について</p>	<p>県費負担教職員の給与負担等の権限移譲に伴い、新たに市条例が適用されることになる職員に不利益が生じないように、これまで新潟市に導入されていない休業制度を導入するもの</p>	<p>地方公務員法の規定に基づき、必要な事項を条例で規定するものであり、異議はない。</p>

新潟市職員の 自己啓発等休 業に関する条 例の制定につ いて		
新潟市職員の 配偶者同行休 業に関する条 例の制定につ いて		
新潟市職員退 職手当支給条 例の一部改正 について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育職員以外の県費負担教職員（学校栄養職員，学校事務員）の退職手当について規定するもの</li> <li>・雇用保険法の改正に伴う法引用条文等の所要の改正</li> </ul>	県費負担教職員に係る給与負担等の権限移譲及び雇用保険法の改正に伴い所要の改正を行うものであり，異議はない。
新潟市職員の 勤務時間，休暇 等に関する条 例の一部改正 について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県費負担教職員の給与負担等の権限移譲に伴うもの</li> <li>・育児休業，介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴うもの（介護休業の分割取得，介護時間の新設，介護を行う職員の超過勤務の免除）</li> </ul>	県費負担教職員に係る給与負担等の権限移譲及び介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い所要の改正を行うものであり，異議はない。
新潟市職員の 育児休業等 に関する条例の 一部改正につ いて	地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い，育児休業の対象となる子の範囲を拡大するもの	地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い所要の改正を行うものであり，異議はない。

28. 12. 2	新潟市給与条例等の一部改正について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の給与等に関する報告及び勧告に従い、職員の俸給表の改定ほか所要の改正を行うもの</li> <li>・県費負担教職員の給与負担等の権限移譲に伴い、所要の改正を行うもの</li> </ul>	<p>職員の給与等に関する勧告に基づく改正のため適当な措置と考える。</p> <p>また、県費負担教職員の給与等の権限移譲に伴い所要の改正を行うものであり、異議はない。</p>
	新潟市教育職員の給与、勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の給与等に関する報告及び勧告に従い、新潟県教育職員の給与改定に準じた所要の改正に伴い所要の改正を行うもの</li> <li>・給与権の権限移譲等に伴う教育職員に係る給与制度等の創設</li> </ul>	<p>職員の給与等に関する勧告に基づき、教育職員の俸給表その他の給与に関する措置について、新潟県教育職員の措置内容に準じた取扱いとするものであり、適当な措置と考える。</p> <p>また、県費負担教職員の給与等の権限移譲に伴い所要の改正を行うものであり、異議はない。</p>
29. 2. 15	県費負担教職員の給与負担等の移譲等に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について	<p>県費負担教職員の給与負担等の権限移譲に伴い、勤務条件の具体的事項や経過措置に係る規定など技術的な事項について条例の整備（関連する各条例の一部改正を一括条例の制定という形で整備）を行うもの</p>	<p>県費負担教職員の給与負担等の権限移譲に伴い、現在、新潟県の条例で規定されている教育職員の勤務条件を本市の条例で規定することに伴う規定の整備のほか、所要の改正を行うものであり、異議はない。</p>
	新潟市職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正について	<p>児童福祉法の一部改正に伴い、児童相談所から市への事案の送致に関する規程が設けられたことを受け、特殊勤務手当（保健福祉調査等手当）の支給対象に係る規定を改正するもの</p>	<p>児童福祉法の改正に伴い所要の改正を行うものであり、異議はない。</p>

## 5 任命権者からの申請・協議に基づく承認等

平成 28 年度に申請又は協議のあった事項は、次のとおりです。

### (1) 任用関係

申請者	申請・協議事項の概要		承認等
	内容	対象	年月日
水道事業管理者	職務に専念する義務の特例の承認について (希望郷いわて国体に職員参加)	1 人	承認 28. 8. 24

### (2) 給与関係

申請者	申請・協議事項の概要		承認等
	内容	対象	年月日
市長	昇格級決定のための承認について	1 人	承認 28. 7. 27
市長	俸給の訂正のための承認について	1 人	承認 28. 8. 19
教育委員会教育長	平成 29 年 1 月 1 日付昇給に係る協議について	1 人	承認 28. 12. 26
市長 教育委員会教育長	俸給表適用の承認について	9 人	承認 29. 3. 27
市長 教育委員会教育長	人事交流採用職員の俸給の決定のための承認について	29 人	承認 29. 3. 27
教育委員会教育長	俸給の調整額の特例承認について	1 人	承認 29. 3. 27

## 6 勤務条件に関する措置要求

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、人事委員会に対して、当局により適当な措置が執られるよう要求することができます。

この要求があったときは、本委員会は、中立な立場で審査を行い、事案を判定し、その結果に基づいて、権限を有する機関に対し必要な勧告をします。

平成 28 年度における勤務条件に関する措置の要求の状況は、次のとおりです。

事案名	申立事項	申立年月日	審理状況
平成 28 年（措） 第 1 号事案	申立書に配慮した異動を行うこと	28. 3. 31	29. 3. 1 棄却

## 7 不利益処分に関する審査請求

職員は、懲戒その他その意に反する不利益な処分を受けたときは、人事委員会に対して、審査請求をすることができます。

この審査請求を受理したときは、本委員会は、中立な立場で審査を行い、その結果に基づいて、その処分を承認し、修正し、又は取り消し、必要がある場合は任命権者にその処分によって受けた不当な取扱いを是正するための指示を行います。

平成 28 年度における不利益処分に関する審査請求の状況は、次のとおりです。

事案名	申立事項	申立年月日	審理状況
平成 27 年（不） 第 2 号事案	免職処分取消	27. 8. 27	係属中

## 8 苦情相談

平成 28 年度は、職員からの苦情相談はありませんでした。

## 9 職員団体の登録

職員団体とは、職員がその勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織する団体、又はその連合体です。

職員団体の登録制度は、職員団体が一定の要件を備えて民主的に組織されていることを公平・公立な第三者機関である人事委員会が確認し、公証する制度です。

本委員会に登録されている職員団体は、次のとおりです。

(平成 29 年 4 月 1 日現在)

職員団体の名称	事務所所在地
新潟市職員組合	新潟市中央区白山浦 1 丁目 425 番地 9 市役所白山浦庁舎内
新潟市教職員組合	新潟市中央区旭町通 1 番町 86 番地
新潟市教職員労働組合	新潟市北区柳原 6 丁目 3 番 3 号
新潟市立高等学校教職員組合	新潟市中央区川岸町 2 丁目 11 番 4 号 高校会館内

## 10 管理職員等の範囲

管理職員等とそれ以外の職員とは労使関係における立場が異なっているため、両者が混在する団体においては、職員の利益を代表するための適正な基礎を欠くこととなります。

そのため、中立的な人事委員会が管理職員等の範囲を定めることとされています。管理職員等の範囲は、新潟市職員の管理職員等の範囲を定める規則の規定により次のとおり定められています。

(平成 29 年 4 月 1 日現在)

	機関	職
本庁	議会事務局	局長，次長，課長及び課長補佐
	市長部局	理事，技監，統括政策監，政策監，危機管理監，部長，局長，担当部長，会計管理者，部に置かれる次長，参事，課長，担当課長，課長補佐及び課に置かれる室の室長 地域・魅力創造部の主幹及び市長が特に命じた主査 地域・魅力創造部政策調整課及び大都市制度・区政創造推進課の主幹及び市長が特に命じた主査 地域・魅力創造部の企画・広報監 文化スポーツ部の美術企画監 保健衛生部の医監 経済部の産業政策監 下水道部経営企画課の経理係長 総務部の副参事，主幹及び市長が特に命じた主査 総務部総務課の統計係長及び庁舎管理係長 総務部総務課の庁舎再編担当の主幹及び市長が特に命じた主査 総務部行政経営課の主幹及び市長が特に命じた主査 総務部のIT政策監 総務部人事課の人事並びに服務担当の主幹，主査，副主査及び主事(企画に関する事務を行う者に限る。) 総務部職員課の安全衛生係長及び給与係長並びに給与担当の主査，副主査及び主事(企画に関する事務を行う者に限る。)並びに職員団体担当の主幹，主査，副主査及び主事 財務部の税務監及び副参事

		<p>財務部財務課の係長</p> <p>会計課の主幹及び市長が特に命じた主査</p> <p>秘書課の秘書担当の主幹，主査，副主査及び主事</p>
	教育委員会事務局	<p>教育長，教育次長，教育政策監，課長，担当課長，課長補佐及び課に置かれる室の室長</p> <p>教育総務課の総務係長並びに職員団体担当の主幹，主査，副主査及び主事</p> <p>学校支援課の総括指導主事</p> <p>学校人事課の総括管理主事及び管理主事並びに職員団体担当の主幹，主査，副主査及び主事</p> <p>教育職員課の福利係長並びに給与担当の主幹，主査，副主査及び主事（企画に関する事務を行う者に限る。）</p>
	選挙管理委員会事務局	局長及び次長
	監査委員事務局	局長，次長及び次長補佐
	人事委員会事務局	局長，次長，次長補佐，主幹並びに企画に関する事務を行う主査，副主査及び主事
	農業委員会事務局	局長及び次長
区役所及び区役所の機関	区役所	<p>区長，副区長，課長，課長補佐及び課に置かれる室の長</p> <p>区役所の副参事</p> <p>地域課の企画係長及び市長が特に命じた主査</p> <p>総務課の総務係長及び管理財務係長</p>
	福祉事務所	所長，課長及び課長補佐
	出張所	所長
	連絡所	主任
	北区郷土博物館	館長
	市民会館	館長
	新津地域学園	所長
	文化会館	館長
	潟東ゆう学館	館長
	中之口先人館	館長
	地域保健福祉センター	所長
	保育園	園長
機関（区役所の機関を除く。）	潟環境研究所	事務局長

東京事務所	所長及び副所長
消費生活センター	所長
パスポートセンター	所長
美術館	館長及び副館長
文化財センター	所長
清掃事務所	所長
清掃センター	所長
白根環境事業所	所長
新津クリーンセンター	所長
処分地管理事務所	所長
東処理センター	所長
明生園	園長
めいせいデイサポートセンター	所長
身体障がい者更生相談所	所長，副所長及び所長補佐
知的障がい者更生相談所	所長，副所長及び所長補佐
児童発達支援センター	所長及び所長補佐
児童相談所	所長，副所長及び所長補佐
こころの健康センター	所長及び所長補佐
保健所	所長，次長，課長及び課長補佐
動物愛護センター	所長
食品環境センター	所長
食肉衛生検査所	所長及び所長補佐
衛生環境研究所	所長，次長及び次長補佐
航空産業支援センター	所長
中央卸売市場	場長，次長及び次長補佐
農業活性化研究センター	所長及び所長補佐
食育・花育センター	所長及び所長補佐
G I Sセンター	所長
新潟駅周辺整備事務所	所長，次長及び次長補佐
技術管理センター	所長，課長及び課長補佐
地域土木事務所	所長，課長及び課長補佐
地域下水道事務所	所長，課長及び課長補佐
南下水道推進室	室長
下水道管理センター	所長，課長及び課長補佐

市税事務所	所長，課長及び課長補佐
税務センター	所長
資産税分室	室長
幼稚園	園長及び教頭
小学校	校長及び教頭
中学校	校長及び教頭
高等学校	校長，教頭及び事務長
中等教育学校	校長，教頭及び事務長
特別支援学校	校長及び教頭
生涯学習センター	所長，次長及び次長補佐
中央公民館	館長及び館長補佐
地区公民館	館長
中央図書館	館長，課長及び課長補佐
図書館(中央図書館を除く。)	館長
総合教育センター	所長及び所長補佐
教育相談センター	所長
教育支援センター	所長
学校給食センター	所長
特別支援教育サポートセンター	所長

## 11 労働基準監督機関としての職権の行使

職員の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権は、労働基準法別表第1に示された下記の分類に従い、企業職員及び技能労務職員を除き、人事委員会又はその委任を受けた人事委員会の委員が行うものとされています。

### (1) 本市の事業所又は事務所の号別区分状況

本市の事業所又は事務所に労働基準法別表第1各号のいずれに該当するかの決定は、本委員会と新潟労働局とが協議して決定します。

この区分状況は、次のとおりです。

(平成 29 年 4 月 1 日現在)

所 管	号別区分	事 業 所 の 名 称
人 事 委 員 会	第 12 号 教育・研究 業	美術館・新津美術館・文化財センター・衛生環境研究所・農業活性化研究センター・北区郷土博物館・中之口先人館・図書館・地区図書館・総合教育センター・教育相談センター・中央公民館・地区公民館・生涯学習センター・小学校（給食場を除く。）・中学校（給食場を除く。）・高等学校・中等教育学校・幼稚園（給食場を除く。）・特別支援学校（給食場を除く。）
	別表第 1 の各号に 属さない 事業	市長部局本庁・東京事務所・パスポートセンター・児童相談所・身体障がい者更生相談所・知的障がい者更生相談所・食肉衛生検査所・中央卸売市場・新潟市食育・花育センター・新潟駅周辺整備事務所・地域土木事務所・地域下水道事務所・下水道管理センター・区役所・出張所・連絡所・万代市民会館・西新潟市民会館・黒崎市民会館・新津地域学園・潟東ゆう学館・巻文化会館・消防局・消防署・出張所・議会事務局・教育委員会事務局・教育支援センター・選挙管理委員会事務局・人事委員会事務局・監査委員事務局・中央農業委員会事務局・区農業委員会事務局
労 働 基 準 監 督 署	第 1 号 製造・加工 業	新潟市立学校給食場・給食センター
	第 13 号 保健・衛生 業	児童発達支援センター・明生園・めいせいデイサポートセンター・こころの健康センター・保健所・食品環境センター・地域保健福祉センター・保育園
	第 15 号 焼却・清掃 業	清掃センター・清掃事務所・処分地管理事務所・東処理センター・白根環境事業所・新津クリーンセンター

## (2) 職権行使の状況

労働基準監督機関として平成 28 年度に職権を行使した事項は次のとおりです。

項 目	件 数
時間外労働及び休日労働に関する協定届の受理	37
健康診断結果報告書の受理	17
死傷病報告の受理	11
解雇予告除外認定	1

## 12 人事委員会規則等の制定・改廃

人事委員会は、法律又は条例に基づき、その権限に属する事項に関し、人事委員会規則を制定することができるかとされています。

平成 28 年度において、制定又は改正した規則等は次のとおりです。

### (1) 規則

番 号	公布年月日	名 称	制定・改廃の概要
平成 28 年 第 21 号	28. 4. 7	新潟市職員の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	平成 28 年 4 月 1 日付組織改正に伴う改正
平成 28 年 第 22 号	28. 4. 7	新潟市職員の俸給表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則	平成 28 年 4 月 1 日付組織改正に伴う改正
平成 28 年 第 23 号	28.12.28	新潟市職員の初任給，昇格，昇給等に関する規則の一部を改正する規則	新潟市給与条例等の一部を改正する条例の施行に伴い，昇格時号俸対応表の改正及び昇格時号俸対応表の改正による不均衡の発生を防止するための経過措置を規定。また，新潟市職員の勤務時間，休暇等に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う休職期間等換算表の改正
平成 28 年 第 24 号	28.12.28	新潟市職員の俸給の調整額に関する規則の一部を改正する規則	新潟市給与条例等の一部を改正する条例の施行に伴う，俸給の調整額に係る調整基本額の改正
平成 28 年 第 25 号	28.12.28	新潟市職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則	医師等に対して支給される初任給調整手当について，手当額を人事院規則の改定に準拠して改正
平成 28 年 第 26 号	28.12.28	新潟市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	新潟市給与条例等の一部を改正する条例の施行により，平成 28 年 12 月期以降の勤勉手当の支給割合が改正されたことに伴い，勤勉手当の成績率を改正。また，新潟市職員の勤務時間，休暇等に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴い，勤勉手当の勤務期間の算定に係る規定の改正
平成 28 年 第 27 号	28.12.28	新潟市職員の平成 28 年勧告改正条例の施行に伴う平成 26 年改正条例附則の規定による俸給の特例に関する規則	新潟市給与条例等の一部を改正する条例の施行に伴い，平成 28 年 4 月 1 日から，改正条例附則の施行日の前日までの間に，降格した職員に係る経過措置額の算定基礎額の特例について制定

平成 29 年 第 1 号	29. 3. 30	新潟市人事委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則	係制の廃止とそれに関連して職制及び職務を改正
平成 29 年 第 2 号	29. 3. 30	新潟市職員任用規則の一部を改正する規則	新潟市職員の配偶者同行休業に関する条例で定める『任期を定めて採用される者をもって補充しようとする職』を選考により採用することについて規定。また、様式中の性別表記の削除
平成 29 年 第 3 号	29. 3. 30	新潟市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則の一部を改正する規則	地方公務員法の改正に伴い、従来人事委員会で承認を行っていた部長職・課長職への昇任を任命権者の権限で行うこととなったことから、消防吏員昇任試験に係る事務の全部を消防長に委任
平成 29 年 第 4 号	29. 3. 30	新潟市職員の勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部を改正する規則	職員が共同して措置要求を行う場合及び措置の要求に対する事案の併合、分離に係る手続きを規定。また、口頭審理の実施手続きに係る準用規定など所要の改正
平成 29 年 第 5 号	29. 3. 30	新潟市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通勤手当に係る支給単位期間の上限を 6 月から 12 月に改正</li> <li>・配偶者同行休業等の新たな休業制度の導入に伴い、それらの休業を取得した場合における復職時の号俸調整等、給与上の取扱いについて所要の改正</li> <li>・県費負担教職員の給与負担等の権限移譲に伴い、移譲後における教育職員の給与上の取扱いについて、関係する規定を改正、廃止又は新規制定</li> </ul>
平成 29 年 第 6 号	29. 3. 30	新潟市職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則	
平成 29 年 第 7 号	29. 3. 30	新潟市職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則	
平成 29 年 第 8 号	29. 3. 30	新潟市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	
平成 29 年 第 9 号	29. 3. 30	新潟市職員の俸給等の支給に関する規則の一部を改正する規則	
平成 29 年 第 10 号	29. 3. 30	特定教職員の俸給の切替えに伴う経過措置に関する規則	
平成 29 年 第 11 号	29. 3. 30	県費負担教職員の給与負担等の移譲等に伴う関係人事委員会規則の整備に関する規則	

平成 28 年度

## 人 事 委 員 会 年 報

平成 29 年 12 月 発行

新 潟 市 人 事 委 員 会 事 務 局

〒951-8068 新潟市中央区上大川前通 8 番町 1260 番地 1

(市役所上大川前庁舎 1 階)

任用・審査担当 TEL : 025-226-3515 (直通)

調査担当 TEL : 025-226-3518 (直通)

FAX : 025-228-3999